

# 鹿嶋労働基準監督署管内 死亡災害多発警報！

～令和3年既に4件の死亡災害が発生しております～

鹿嶋労働基準監督署では死亡災害ゼロ250日運動を展開し、管内の死亡災害の撲滅を目指して各種取組を推進しております。

昨年は各方面のご協力を得て、12月まで250日以上にわたる死亡災害ゼロを実現することができましたが、残念ながら令和3年に入り、1月、2月、3月及び4月にそれぞれ1件ずつ死亡災害が発生し、既に昨年の1件を3件上回って4件となっております。

このような状況を踏まえ、鹿嶋労働基準監督署では、「死亡災害多発警報」を発し、管内の事業場に対して、今一度、労働安全衛生法等の法令遵守はもとより、各種災害防止計画の点検と以下の強化事項を完全実施していただくこととしましたので、より一層の労働災害防止対策の徹底をしていただきますようここに要請します。

新型コロナウイルスによる感染が続き、ご不便をおかけする中ですが、職場における感染症対策と共により一層の労働災害防止対策の徹底をお願いします。

## 当面の取組強化事項

### 1 実効ある安全衛生管理体制の整備

- ①安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者等については、選任することに留まらず、適切に職務を行わせるほか、職長に対しては安全衛生教育を実施すること。また、初回安全衛生教育実施から5年を経過している職長については再教育を実施すること。
- ②構内若しくは現場内の派遣労働者、関係請負人及び関係請負人の労働者が、労働安全衛生法等の関係法令に違反しないよう必要な指導を行うこと。

### 2 危険・有害情報の把握と適切な対応

- ①作業開始前は、危険・有害情報について、構内若しくは現場で作業に従事する労働者と予め共有するほか、有資格者の資格証を適切に確認し、無資格作業を行わせないこと。

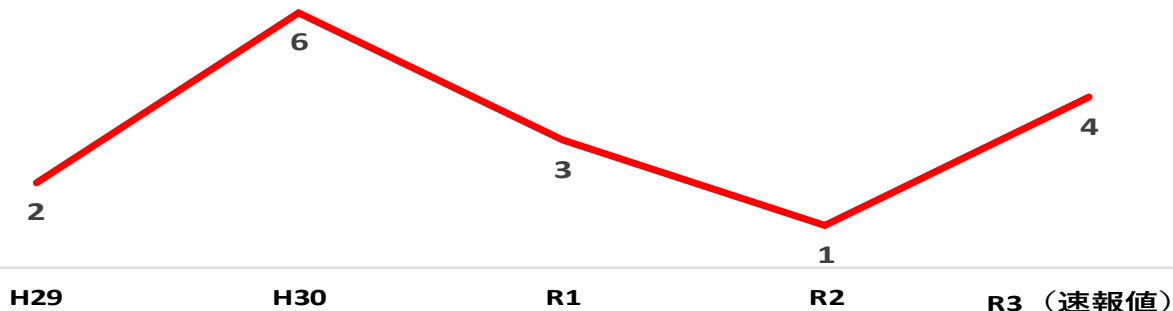
### 3 非定常作業における災害防止の徹底

- ①掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合においては、予め作業手順を作成し、当該作業手順に則った作業を行わせること。この場合、職長が立ち会う等、自己の判断で作業手順を逸脱した作業を行うことのない体制を整備すること。

## 令和3年死亡災害発生事例

発生月	職 種 年 齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起 因 物	
1月 17時台	土 工 20 歳代 5年	その他の 土木工事業	交通事故	事業場が所有する車両を運転して、片側2車線の道路を走行していたところ、突然道路に進入してきた車両を避けたことにより、ガソリンスタンドの壁に激突し、死亡したもの。
			乗用車・バス・バイク	
2月 19時台	製造工 20 歳代 4年	製 鉄 ・ 製 鋼 ・ 圧延業	挟まれ・ 巻き込まれ	不具合のあったベルトコンベヤーについて、稼働させながら一人で点検作業に従事していたところ、回転するプーリーに上半身が巻き込まれたことにより死亡した。
			コンベヤー	
3月 14時台	車両系建設機械運 転者 70 歳代 30年	建築設備 工事業	崩壊・倒壊	原料サイロ内において、車両系建設機械であるドラグショベルを用いて固まっていた原料の山を崩していたところ、原料の大きな塊が崩壊したことによって、ドラグショベルに崩れてきたことから、キャビンごと押し潰されドラグショベル運転者が死亡した。
			その他の 材料	
4月 15時台	板金工 50 歳代 30年	その他の 建築工事業	墜落・転落	工場建屋のスレート屋根補修工事のため、材料を持ちながら当該スレート屋根上を歩いていたところ、屋根板を踏み抜いたことにより、約6.2m下のコンクリート床面に墜落したことにより死亡した。
			屋根、はり、 もや、けた、 合掌	

当署管内の過去5年間の死亡災害発生状況（件数）



	H29	H30	R1	R2	R3 (速報値)
全 業 種	2	6	3	1	4
製 造 業	1	1	2		1
建 設 業	1	3	1		3
道路貨物運送業		1			
港 湾 運 送 業		1			
新 聞 販 売 業				1	